

森林経営管理法に規定する経営管理権集積計画について（公告）

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供します。

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

集3―1から6まで（詳細は別紙のとおり）

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

(1)岩美町浦富675番地1

岩美町役場産業建設課

(2)本町のホームページ (<http://www.iwami.gr.jp>)

3 権利の設定

本公告により、本町に経営管理実施権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。

令和4年2月15日

鳥取県岩美郡岩美町長 長戸 清

